

## 国立諫早青少年自然の家利用規程

平成25年7月31日制定

平成26年5月29日改正

令和5年6月6日改正

### (趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立諫早青少年自然の家（以下「諫早自然の家」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

### (利用の申込み)

第2条 諫早自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ諫早自然の家所長（以下「所長」という。）に仮申込みをするものとする。

2 前項による仮申込みを承諾された者（以下「予約団体」という。）は、所定の利用申込書を利用開始日の2ヶ月前までに所長に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、予約団体の活動に支障のない範囲で、5日前までに利用の申込みを受け付けることができるものとする。

4 宿泊及び食事を伴わない日帰りの利用者については、前2項の規定にかかわらず、他の予約団体の活動に支障のない範囲で、利用の申込みを受け付けることができるものとする。

### (利用の許諾の通知等)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、国立諫早青少年自然の家利用申込審査要領に基づき、団体登録(初回又は第10条第2項に基づく団体登録抹消後最初の利用申込みである場合)及び利用申込みの審査を行い、団体登録の可否を判断する。可としたものについては申込みのあった活動内容を検討し施設設備の状況等を確認して利用の諾否を決定し、当該申込み者に通知するものとする。

2 諫早自然の家は、前項による利用の許諾を決定後、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うものとする。

### (利用者の入・退所等)

第4条 利用者は、原則として、9時から17時までの間に入・退所するものとする。

2 利用者は、諫早自然の家によるオリエンテーションを受けるものとする。

### (標準生活時間)

第5条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(施設等の清潔保持)

第6条 利用者は、宿泊室・研修室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第7条 利用者は、原則として、諫早自然の家が委託する業者（以下、「レストラン」という。）が提供する食事を摂るものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

2 前項の食事の代金は、利用者が直接レストランに支払うものとする。

(飲酒・喫煙)

第8条 利用者は、飲酒を希望する場合、予め、所長に申し込むものとする。

2 所長は、前項による申込みがあった場合、飲酒の許諾を決定し、場所及び時間を指定の上、当該申込者に通知する。

3 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

4 利用者は、所定の場所で喫煙する際、周りの者が受動喫煙にならないよう、十分に配慮するものとする。

(破損亡失の弁償責任)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失により諫早自然の家の施設、設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第10条 利用者は、諫早自然の家の諸規則を守るとともに、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定及び利用規則第4条各号に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用の許諾の取消)

第11条 所長は、諫早自然の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の許諾を取り消すことができる。

- 一 前条第1項及び利用規則第4条各号に違反し又は違反するおそれがある場合
- 二 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申込みの受付制限及び団体登録の抹消)

第12条 所長は、第3条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が行われた利用団体(個人で自然の家を利用する者を含む。)について、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大

又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、団体登録の抹消をすることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月31日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、国立諫早青少年自然の家利用規程（平成22年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年5月29日から改正する。

この規程は、令和5年6月6日から改正する。